

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">限度額設定型貿易保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成 15 年 4 月 1 日 03-制度-00019 沿革 <u>平成 22 年 12 月 27 日</u> <u>一部改正</u></p> <p>第 1 条 ～ 第 2 条 (略)</p> <p>(保険契約の締結等)</p> <p>第 3 条 日本貿易保険は、保険契約の締結、保険金支払限度額の増額又は仕向国の追加を、申込みのあった月の翌月（保険契約の締結の日の属する月の 1 日から 3 月を経過する以前に保険金支払限度額の増額に係る申し込みがあった場合には、3 月を経過した月）の 1 日に行う。ただし、1 日が日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）に該当するときには直後の日本貿易保険の営業日に行う。</p> <p>2 保険金支払限度額は、約款第 2 条に規定する保険関係成立期間中であって、保険契約の締結の日の属する月の 1 日から 3 月を経過した以降 1 回に限り増額することができる。<u>ただし、次条第 3 項本文に定める方法による保険料の分割納付をする場合は、二回目に納付すべき保険料を納付した後でなければ保険金支払限度額を増額することはできない。</u></p> <p>3 仕向国は、約款第 2 条に規定する保険関係成立期間中に限り追加することができる。</p> <p>4 約款第 2 条に規定する引受保険金額上限額は、保険金支払限度額の合計額（第 2 項の規定により保険金支払限度額の増額が行われた場合には、増額後の合計額）の 20 倍とする。ただし、<u>保険関係が成立する輸出契約等</u>に係る保険金額の累計額が、保険金支払限度額の 20 倍を超える可能性があると日本貿易保険が認めた場合は、20 倍を超えて設定することができる。</p> <p>5 日本貿易保険は、同一被保険者について、約款による 2 以</p>	<p style="text-align: center;">限度額設定型貿易保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成 15 年 4 月 1 日 03-制度-00019 沿革 (略)</p> <p>第 1 条 ～ 第 2 条 (略)</p> <p>(保険契約の締結等)</p> <p>第 3 条 日本貿易保険は、保険契約の締結、保険金支払限度額の増額又は仕向国の追加を、申込みのあった月の翌月（保険契約の締結の日の属する月の 1 日から 3 月を経過する以前に保険金支払限度額の増額に係る申し込みがあった場合には、3 月を経過した月）の 1 日に行う。ただし、1 日が日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）に該当するときには直後の日本貿易保険の営業日に行う。</p> <p>2 保険金支払限度額は、約款第 2 条に規定する保険関係成立期間中であって、保険契約の締結の日の属する月の 1 日から 3 月を経過した以降 1 回に限り増額することができる。</p> <p>3 仕向国は、約款第 2 条に規定する保険関係成立期間中に限り追加することができる。</p> <p>4 約款第 2 条に規定する引受保険金額上限額は、保険金支払限度額の合計額（第 2 項の規定により保険金支払限度額の増額が行われた場合には、増額後の合計額）の 20 倍とする。ただし、<u>通知される輸出契約等</u>に係る保険金額の累計額が、保険金支払限度額の 20 倍を超える可能性があると日本貿易保険が認めた場合は、20 倍を超えて設定することができる。</p> <p>5 日本貿易保険は、同一被保険者について、約款による 2 以</p>	

<p>上の保険契約を締結しない。ただし、日本貿易保険が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>6 約款第8条第5項に規定する被保険者は、保険利用者名(シッパーコード) ごととする。</p> <p>7 日本貿易保険は、下記に掲げる場合については、保険契約の締結を制限することができる。</p> <p>一 保険関係成立期間に締結される輸出契約等が次のいずれかに該当すると認められる場合</p> <p>イ 限度額設定型貿易保険の取扱いについて(平成15年3月14日03-制度-00020)に定める基準に適合しない</p> <p>ロ 取引上の危険が大である</p> <p><u>二 保険契約者が、約款第22条第4項に基づき日本貿易保険により保険契約を解除された場合</u></p> <p><u>三 前号に掲げる場合ほか、保険契約の締結が限度額設定型貿易保険に係る事業運営の安定性及び保険契約者の公平性を損なうおそれがあると認められる場合</u></p> <p>(保険料)</p> <p>第4条 保険契約を締結又は保険金支払限度額を増額した場合の保険契約者が納付すべき保険料の額は、「貿易保険の保険料率等に関する規程」(平成16年7月2日 04-制度-00034)に基づき算出された額とする。</p> <p>2 保険契約者は、前項の保険料を、保険契約時又は保険金支払限度額を増額時に一括して納付するものとする。ただし、保険料の額がそれぞれ3,000円に満たないときは、保険契約者が納付すべき保険料はそれぞれ3,000円とする。</p> <p><u>3 保険契約者は、日本貿易保険が認めた場合、第1項の保険料の額の100分の50を保険契約の締結時に、100分の50を日本貿易保険の指定した日に納付することができる。ただし、<u>保険金支払限度額を増額した場合に納付すべき保険料については、この限りではない。</u></u></p> <p><u>4 約款第22条第6項に規定する保険料返還の時期は、保険関係の成立した輸出契約等の決済期限のうち最も遅いものから45日を経過した日以降とする。ただし、日本貿易保険が認める場合は、この限りではない。</u></p>	<p>上の保険契約を締結しない。ただし、日本貿易保険が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>6 約款第8条第5項に規定する被保険者は、保険利用者名(シッパーコード) ごととする。</p> <p>7 日本貿易保険は、下記に掲げる場合については、保険契約の締結を制限することができる。</p> <p>一 保険関係成立期間に通知される輸出契約等が次のいずれかに該当すると認められる場合</p> <p>イ 限度額設定型貿易保険の取扱いについて(平成15年3月14日03-制度-00020)に定める基準に適合しない</p> <p>ロ 取引上の危険が大である</p> <p><u>二 前号に掲げる場合ほか、保険契約の締結が限度額設定型貿易保険に係る事業運営の安定性及び保険契約者の公平性を損なうおそれがあると認められる場合</u></p> <p>(保険料)</p> <p>第4条 保険契約を締結又は保険金支払限度額を増額した場合の保険契約者が納付すべき保険料の額は、「貿易保険の保険料率等に関する規程」(平成16年7月2日 04-制度-00034)に基づき算出された額とする。</p> <p>2 保険契約者は、前項の保険料を、保険契約時又は保険金支払限度額を増額時に一括して納付するものとする。ただし、保険料の額がそれぞれ3,000円に満たないときは、保険契約者が納付すべき保険料はそれぞれ3,000円とする。</p> <p>3 約款第22条第6項に規定する保険料返還の時期は、保険関係の成立した輸出契約等の決済期限のうち最も遅いものから45日を経過した日以降とする。ただし、日本貿易保険が認める場合は、この限りではない。</p>	
---	---	--

<p>第<u>8</u>条 (略)</p> <p>第<u>9</u>条 (略)</p> <p>第<u>10</u>条 (略)</p> <p>第<u>11</u>条 (略)</p> <p>第<u>12</u>条 (略)</p> <p>第<u>13</u>条 (略)</p> <p>第<u>14</u>条 (略)</p> <p>第<u>15</u>条 (略)</p> <p>第<u>16</u>条 (略)</p> <p>第<u>17</u>条 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>1. この改正は、平成23年1月1日から実施する。</u></p> <p><u>2. 第3条第2項及び第4条第3項は、平成23年2月1日以降に締結された保険契約について適用する。</u></p>	<p>第<u>11</u>条 (略)</p> <p>第<u>12</u>条 (略)</p> <p>第<u>13</u>条 (略)</p> <p>第<u>14</u>条 (略)</p> <p>第<u>15</u>条 (略)</p> <p>第<u>16</u>条 (略)</p> <p>第<u>17</u>条 (略)</p> <p>第<u>18</u>条 (略)</p> <p>第<u>19</u>条 (略)</p> <p>第<u>20</u>条 (略)</p>	
---	---	--